

昭和六〇年(ワ)第三〇八一号

原告 ローレンス・レペタ

被告 国

昭和六〇年一月一二日

被告指定代理人

芝田俊

吉村剛



東京地方裁判所民事第五部 御中

準備書面(二)

東京法務局

被告は、原告の昭和六〇年一〇月三日付け準備書面の主張に対し、次のとおり反論する。

一 原告は、傍聴人が法廷においてメモを取る権利は、憲法二一条及び八二条により保障されている旨主張し、その根拠として、憲法二一条の表現の自由とは、他の人間に対する表現活動のみならず、その前段階として各種の情報に接すること、さらには他への伝達を目的としての情報収集の自由(いわゆる「知る権利」)も含むものであり、「知る権利」が裁判に対しても及ぶことは明らかであるとしたうえ、傍聴人が「知る権利」を行使するためには法廷においてメモを取ることが必要であることを挙げている。

しかし、原告が「知る権利」に関する判例として援用する最高裁昭和

五八年六月二二日大法廷判決は、未決勾留により拘禁されている者の新聞紙図書等の閲読の自由を制限する監獄法及び同法施行規則の合憲性が争われた事案に関するものであり、また、最高裁昭和四四年一月二六日大法廷決定は、報道機関の報道のための取材の自由に関するものであるから、つて、法廷傍聴人の権利に関しては何ら触れてはいないのであるから、右判決・決定の趣旨をもつて、法廷においてメモを取る権利が憲法二一条により保障されているものとすることはできない。

また、憲法八二条の規定する裁判の公開に由来する法廷傍聴の権利が、法廷の物理的設備の許す限度において、自由に法廷に出入りして自ら直接法廷で行われている手続を見聞する権利を意味するにすぎないのである。つて、それ以上に法廷においてメモを取る権利まで含むものではないこと

## 東京法務局

とは、既に被告準備書面(一)において述べたとおりである。

二 原告は、東京地裁が司法記者クラブ所属会社の記者に対しては無条件でメモを許すが、それ以外の傍聴人に対しては実質的には全面的にメモを禁止する取扱いをしていることは、憲法一四条に違反する旨主張する。

しかし、原告の右主張は、以下に述べるとおり理由がない。

傍聴人は法廷内でメモを取ることは当然許容されているものではなく、メモを取ることに於いての裁判長の許可は法廷警察権に基づく措置であつて、許否の判断が裁判長の自由な裁量に委ねられていることは、既に被告準備書面(一)において述べたとおりであるが、このことは、一般傍聴人のみならず、司法記者クラブ所属会社の記者についても該当するところである。

2 東京地裁の実務上の取扱いとして、司法記者クラブ所属会社の記者に対してはメモが許可されているが、これはすべて無条件に許可しているものではなく、各裁判体が各別に判断して許可しているものである。また、報道の自由あるいは報道の公共性を尊重するという観点から、右報道機関に対してメモを許可する措置をとっているものである。

3 これに対して、一般傍聴人の傍聴目的は不特定であつて、右報道機関に認められるような積極的理由を認めることはできないから、法廷におけるメモに関して、結果的に一般傍聴人に比して右報道機関を優遇することになるとしても、右取扱いは合理的なものである。

4 したがつて、右取扱いが憲法一四条に違反する旨の原告の主張は理由がない。

## 東京法務局

三 原告は、裁判官の職務行為と国家賠償責任に関して、最高裁昭和五七年三月一二日判決（以下「昭和五七年判決」という。）は、本件には適用されない旨主張する。

しかし、以下に述べるとおり、昭和五七年判決の考え方は、本件のよくないいわゆる法廷警察権の行使の場合にも適用されるべきである。

昭和五七年判決は、裁判官がした争訟の裁判に上訴等の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによつて当然に国賠法にいう違法な行為があつたとして国の損害賠償責任が生ずるわけのものではなく、右責任が肯定されるためには、「当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特

別の事情があることが必要であるとして違法性の範囲を限定している。このように裁判官の職務行為に関して国家賠償を認める場合の違法性を限定した主たる根拠は、裁判官の職務行為は、裁判官の司法権行使という職務の特殊性に伴つて憲法上「裁判官の独立」が認められ、直接的、間接的に裁判官の司法権の行使に影響を与えることのあるような一切の可能性をも排除し、もつて裁判官の独立を実質的に確保しようとするところにある。すなわち、不服申立が法定されている裁判については、そもそも訴訟法が確定裁判に最終性を認めて事実認定の適否、法令解釈の正否に対する主張を遮断する以上、そこには原則的には違法の問題を生ずる余地はないという司法権固有の作用についての裁判所の判断の公権的性格及び終局性の尊重という制度的要請に加

## 東京法務局

えて、裁判官の独立という司法権固有の本質的見地から、国家賠償についても裁判官の職務行為に関しては一定の免責を肯定し、国家賠償責任の追及を制限する必要があるのである。

すなわち、他の裁判所が、当該審理を担当した裁判官の認定ないし判断あるいは職務権限の行使に優位する判断をなし、右裁判官の措置の違法性を問題とすることはできないのであつて、裁判官の職務行為上の判断や措置等について、当該裁判官が他の法廷において弁明を求められることの可能性を認めることは、外部からの干渉又は介入を認めることとなり、裁判官の自由な職務遂行を失わせその独立性を侵害するおそれを肯定することとなる。もちろん、裁判官の独立とは、裁判官個人の利益を擁護しようとするところにあるのではないことは当

然であり、裁判官の職務行為についてその独立を確保することが公共の利益に合致するからである。したがって、それが典型的な争訟事件に属する場合はもちろんのこと、非訟的性格を有する場合においても、又、これらに必然的に随伴する手続行為、さらには秩序維持に関する行為についても、裁判官の権限に属せしめられている限り、裁判官の独立の見地から、昭和五七年判決の判示するように国家賠償請求は制限されるのである。

本件の裁判長が原告のメモを取ることの許可申請に対しこれを許さなかつた措置は、先にも述べたとおり裁判官の法廷警察権に基づく措置であり、秩序維持行為に該当するものである。かかる秩序維持行為は、裁判官の職務行為が妨害なく平穩裡に行われ、ことに法廷におけ

## 東京法務局

る審理に際し法廷の秩序と品位を維持することを目的とし、裁判官のみならず訴訟関係人が外部からの直接的又は間接的な干渉あるいは一切の妨害を受けることがないように、当該手続が適正かつ合目的に行われることを保障するものである。したがって、裁判を主宰する裁判官が審理の基礎となる法廷の秩序を維持する権限は、何人においてもこれを妨害することを許さないものであつて、裁判官の独立の一発現であり、裁判官の独立から流出した固有権である。裁判官の法廷警察権については、いかなる方法、能様においてこれを行使するか、あるいは規制の範囲と対象をどのようにするかということは、もつぱら法廷を主宰する裁判官の自由な裁量によるものであり、裁判官に付与された権限の行使として違法の問題は原則として生じないといふべきであ

る。

もつとも、裁判官の職務に関する権限行使の行為であつても、これが違法性を有したときには国家賠償の対象となることは否定できないが、右のような法廷警察権に基づく措置は、裁判官の独立と密接不可分のものであるから、争訟事件に関する場合と同じく、裁判長が違法又は不当な目的をもつて右措置をとつたなど、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情がない限り、国家賠償法上の違法の問題は生じないというべきである。

2 また、原告は、昭和五七年判決は、判決の誤りについては、当該手続内に上訴等の救済方法が存在し、それによつて判決の誤りを是正す

## 東京法務局

べきであるとの考えのもとに損害賠償請求のできる範囲を限定したものであるが、本件の場合には、傍聴人としてとりうる上訴等の救済方法が存在しないから、昭和五七年判決の適用がないとも主張する。

しかし、そもそも「裁判官がした争訟の裁判」について、これを国家賠償法上違法とするために特別の事情を必要とする根拠は、前記の司法権固有の作用についての裁判所の判断の公権的性格及び終局性の尊重並びに憲法上保障される裁判官の独立などの裁判制度の本質にあるから、訴訟法上の救済方法が存在するか否かによつて、特別の事情の必要性が左右されるものではない。